

食中毒を発生させた施設の行政処分について

1 食中毒の概要

(1) 探 知

令和2年8月25日(火)午後2時頃、越谷市内の飲食店を利用した者から、腹痛等の症状を呈し、医療機関を受診したところ、アニサキスが摘出された旨の通報があり、調査を開始した。

(2) 喫食日時：8月23日(日)午後6時頃から

(3) 発症日時：8月23日(日)午後11時半頃から

(4) 摂食者数：2名

(5) 患者数：1名(50代、女性)

※病院を受診したが、入院はしていない。患者は快方に向かっている。

(6) 主な症状：吐き気、腹痛

(7) 喫食メニュー：炙りしめさば、バラちらし等

(8) 原因施設：

ア 名称：

イ 所在地：埼玉県越谷市

ウ 営業者：

エ 業種：飲食店営業

オ 病因物質：アニサキス

2 原因施設として断定した理由

(1) 患者から摘出された虫体がアニサキスと確定されたこと。

(2) アニサキスは生の魚介類を食べることにより感染するものであり、潜伏期間を考慮すると、患者が生で食べた魚介類は、当該施設で提供された食事のみであること。

(3) 患者の症状及び潜伏期間がアニサキスによるものと一致したこと。

(4) 患者を診察した医師から食中毒の届出があったこと。

3 行政処分の内容

食品衛生法第6条第4号違反

同法第55条第1項に基づき営業停止

処分年月日：令和2年8月27日

営業停止2日間：令和2年8月27日～8月28日

4 指導内容

越谷市保健所では、営業停止期間中に食中毒の再発防止を目的として、営業者、調理従事者に対する衛生教育等を行う。

問合せ 保健医療部 保健所
生活衛生課長 鈴木 一良
直通 048-973-7533 (8:30~17:15)

(参考) アニサキス食中毒について

1 アニサキスとは

魚介類の寄生虫で、その幼虫が食中毒の原因となります。

虫体は半透明白色、体長約2～3cmで、主に魚介類の内臓表面の他、筋肉にも寄生します。

サバ、アジ、イカ、イワシなどに多く寄生が認められ、これらの刺身やにぎりずしなどに生きた幼虫が付着していた場合、一緒に食べることで感染します。

2 症状及び発症までの時間

症状は、急激な腹痛（周期的な絞りあげるような痛み）、悪心、おう吐などです。

発症までの時間は、約70%が8時間以内（早くて1時間、遅いもので36時間）です。

3 予防方法

虫体を死滅させるか、除去することが食中毒予防のポイントです。

ア 加熱（70℃以上、数秒以上）又は冷凍（-20℃以下、24時間以上）。

イ 身を細かく切る（たたき等）。

ウ よく見て確認し、虫体を除去する。

エ 魚の鮮度が落ちると、内臓から筋肉に虫体移行する傾向があるため、調理の際は新鮮なうちに内臓を除去する。

アニサキスによる食中毒を予防しましょう（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000042953.html>

食品衛生法

第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

- 一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。
- 二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。
- 三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。
- 四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

第五十条 厚生労働大臣は、食品又は添加物の製造又は加工の過程において有毒な又は有害な物質が当該食品又は添加物に混入することを防止するための措置に関し必要な基準を定めることができる。

- ② 営業者(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項に規定する食鳥処理業者を除く。)は、前項の規定により基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。

第五十五条 都道府県知事は、営業者が第六条、第八条第一項、第十条から第十二条まで、第十三条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項若しくは第三項、第十九条第二項、第二十条、第二十五条第一項、第二十六条第四項、第四十八条第一項、第五十条第二項、第五十条の二第二項、第五十条の三第二項若しくは第五十条の四第一項の規定に違反した場合、第七条第一項から第三項まで、第九条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合、第五十二条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至った場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

- ② 厚生労働大臣は、営業者(食品、添加物、器具又は容器包装を輸入することを営む人又は法人に限る。)が第六条、第八条第一項、第十条第二項、第十一条、第十二条、第十三条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項若しくは第三項、第二十六条第四項、第五十条第二項、第五十条の二第二項、第五十条の三第二項若しくは第五十条の四第一項の規定に違反した場合又は第七条第一項から第三項まで、第九条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業の全部若しくは一部を禁止し、又は期間を定めて停止することができる。